

議 会 全 員 協 議 会 会 議 次 第

令和元年 6 月 24 日 午後 1 時 30 分～
松 川 町 役 場 協 議 会 室
全員協議会に関する規定、当会議の公開 有無

1. 開 会

2. あいさつ

3. 協議事項

- (1) 松川町情報システム調達ガイドラインについて [まちづくり政策課] 資料No.1
- (2) 松川町森林環境整備基金条例の制定について [産業観光課] 資料No.2
- (3) リフレッシュタウンまつかわの里における再生可能エネルギー電気・
熱自立的普及促進事業の要望について [産業観光課] 資料No.3

4. 報告事項

- (1) 地域創造支援事業 防災用備蓄倉庫・事務所整備計画について [総務課] 資料No.4
- (2) 会計年度任用職員制度導入への取組みについて [総務課] 資料No.5
- (3) 八十二銀行駐車場敷地内の防火水槽撤去について [総務課] 資料No.6
- (4) 受動喫煙防止対策について [総務課・保健福祉課] 資料No.7
- (5) 平成 30 年度ふるさと応援寄付金の事業に係る明細について [まちづくり政策課] 資料No.8
- (6) 農地耕作条件改善事業の補助割合変更について [建設課] 資料No.9
- (7) 松川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムについて [建設課] 資料No.10
- (8) 景観計画のワークショップ結果について [建設課] 資料No.11

5. その他事項

6. 閉 会

情報システム調達ガイドラインの策定について（案）

まちづくり政策課

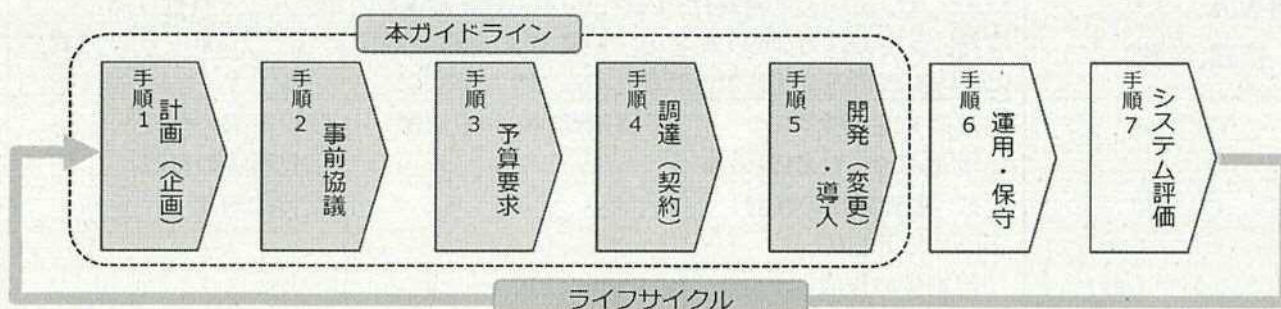
1. 目 的

情報システム調達に関する事務の標準化、各課の担当者の負担軽減及び各課の担当者のスキルの標準化に資すること、合わせて安易に随意契約することなく、事業者間の公正かつ公平な競争を促し、適正価格で高品質な情報システムを導入することを目的とする。

2. 対 象

- ・見積金額（消費税を含む）が 500 万円以上（※1）となる情報システムの新規導入及び更改（※1）ハード・ソフトの導入費用、運用後 5 年間の維持費・管理費など含んだトータルの費用

*ガイドラインの対象となるシステム調達として、基幹系システムの更改が令和 3 年度に予定されている。



3. 基本方針

(1) 情報システム全体の最適化

調達の対象となる情報システムの最適化とあわせて、関連する情報システムや業務の見直しを行うなど、全体的な最適化を目指す。

(2) 調達プロセスの標準化による適正な調達の推進

調達プロセスの標準化により、情報システムの無駄を省き、セキュリティの確保を図り、競争原理を働かせた情報システムの調達を実施するための知識や経験を蓄積し、適正な調達の推進を図る。

(3) 調達における手法

価格のみでなく事業者の技術力や実現性などの評価をするため、プロポーザル方式による契約候補者の審査・選定・調達を行うことを原則とする。

〔例 外〕・・・他地方公共団体との共同化、明らかに随意契約が有利な場合 等

(4) 調達の支援

主管課の情報システムの調達にあたり、まちづくり政策課が外部専門家の知識なども活用し、調達作業の支援を行う。

4. 手 順

フェーズ	調達主管課	まちづくり政策課	事業者
手順1 計画(企画)	業務の現状調査を実施し、 <u>現行業務の課題、システム開発(変更)の目的と基本方針(経費、機能、スケジュール等)を整理する。</u> ☐ 現状調査と方針整理 ☐ 情報収集(RFI)(①)		
	☐ 整理作業の支援 ☐ 情報収集(RFI)の支援	☐ RFI 回答の作成	
手順2 事前協議	想定される経費や効果等を確認し、 <u>システム調達の計画書を作成する。</u> 業務システム・情報機器検討委員会で <u>調達条件等を協議する。</u> ☐ 調達計画書の作成 ☐ 調達計画書の協議		
	☐ 調達計画書の作成支援		
手順3 予算要求	調達事業の予算要求を行い、予算の確保を行う。 ☐ 予算要求資料の作成		
手順4 調達(契約)	システムの規模、開発費用、内容、工期などを勘案し、調達方法を検討する。 なお、価格のみでなく事業者の技術力や実現性なども踏まえ、 <u>プロポーザル方式</u> による候補者の審査・選定を原則とする。 ☐ 調達方法の検討 ☐ 調達準備(仕様書の作成、審査方法の検討) ☐ RFP の実施(②) ☐ 契約書の作成		
	☐ 調達資料の作成支援	☐ 提案書の作成 ☐ 見積書の作成 ☐ 契約締結	
手順5 開発(変更)・導入	開発(変更)・導入作業が行程通りに導入できるよう、プロジェクト全体の管理を行う。 仕様書通りにシステム導入が完了したか確認を行う。 ☐ プロジェクト管理 ☐ システム研修		
	☐ プロジェクト管理の支援 ☐ 検収作業の支援	☐ プロジェクト計画書の作成支援 ☐ 進捗等の各種報告 ☐ 運用テストの実施 ☐ 完了報告	

[用語説明]

①RFI(Request For Information、情報提供依頼書)

情報システムの導入や業務委託を行うにあたり、発注先候補の業者に情報提供を依頼する文書。調達条件などを決定するために必要な情報を集めるために発行するもの。

②RFP(Request For Proposal、提案依頼書)

情報システムの導入や業務委託を行うにあたり、発注先候補の事業者具体的な提案を依頼する文書のこと。

○松川町森林環境整備基金条例(案)

(設置)

第1条 森林の環境整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、松川町森林環境整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金の原資は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第27条に規定する森林環境譲与税をもって充てる。

2 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、予算に計上して基金に編入する。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金の処分する額は、予算で定める。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

リフレッシュタウンまつかわの里における
再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業の要望について

1、経過

標記の件について、隣町の高森町において、木質バイオマスボイラー（ウッドチップボイラー）の運用が本年より開始されました。

（参考）高森町の事業内容

事業費	設計監理委託料	450 万円
	工事請負費	1 億 6,824 万円
	補助事業	8,804 万円
	基金繰入金	8,470 万円
財 源		

国においては、二酸化炭素排出量の抑制等環境省が進める事業が別紙のとおり進められています。

リフレッシュタウンまつかわの里におきましても、今までいくつかの実験や調査をしてまいりましたが、燃料費の減などコスト削減を優先とし、新たなエネルギーの採用、運用には至っていないのが現状です。

2、目的

リフレッシュタウンまつかわの里におきましては、町内事業者の中においても二酸化炭素排出量が高く、要検討事項の1つであります。

また燃料高騰及び価格の変動の不安定な中、健全運営をするためには、燃料費の検討及び削減は必須です。

よって、将来をみすえ有効な方向性を定めることを目的として本調査事業への申請をいたします。

3、補助事業内容及び計画

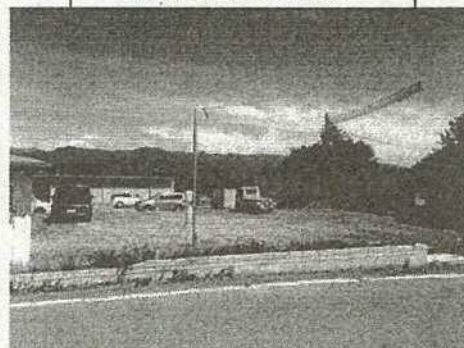
環境省においては、温室効果ガス削減目標の達成、低炭素社会の実現ということから、有利な補助事業が進められています。この中で、現在考えられる木質バイオマスによる調査事業が該当いたします。

◎木質バイオマス利用について

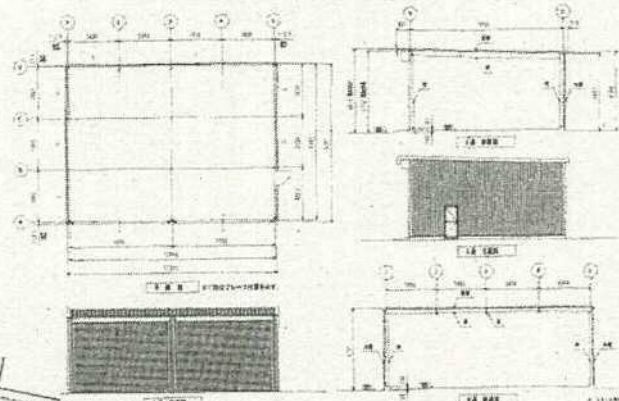
- ・松川町でのチップ調達可能性の調査
- ・まつかわの里（清流苑、室内温水プール）における、木質バイオマスボイラー導入可能性調査（施設における化石燃料の需要・熱利用設備の概要等把握調査、木質バイオマス設備による経済性試算調査）
- ・結果からみえる導入可能性機器の計画書作成

事業名	環境省 「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業」
執行団体	公益財団法人 日本環境協会
事業区分	事業化計画策定・調査事業
	第2号事業 再生エネ発電・熱利用設備導入事業化計画策定事業
補助率	100/100（上限 1,000 万円）
見積額	9,979,200 円
交付内示	8 月下旬頃の予定
予算措置	9 月補正で調製予定

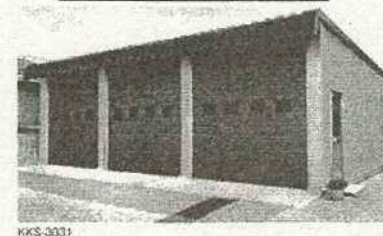
整備箇所の現況①



車両倉庫図面



防災用備蓄倉庫



防災管理事務所



（事業計画概要）

東海地震に係る地震防災強化地域に指定されている当地域において、災害時における住民の保護と生活維持への迅速な対応を行うための防災備蓄倉庫を整備するとともに、災害時に物資等の受け入れができる事務所を併設する。また災害時に現場対応へ必要となる車両基地を整備し、住民が安心して生活できる環境整備を推進する。

- （１）防災用備蓄倉庫・事務所整備（H30～R02）
 - ・用地取得（H30）
 - ・設計監理費（R01～R02）
 - ・防災用備蓄倉庫、防災管理事務所整備（R02）
- （２）災害時情報収集対応公用車車庫整備（R02）
 - ・車庫整備一式

会計年度任用職員制度導入への取組みについて

改正内容のポイント

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）により、今まで制度が不明確であり、各地方公共団体によって任用・勤務条件等に関する取扱いが区々であった臨時・非常勤職員制度について、統一的な取扱いを定めて、適切な運用を確保することとされました。

<現状の課題>

【1. 任用上の課題】

通常の事務職員も「特別職非常勤職員」又は「臨時的任用職員」として任用している

→これらの職員は労働者性の低い業務を前提としており、服務規定（守秘義務など）や勤務条件（育児休暇制度など）がない

【2. 処遇上の課題】

非常勤職員（特別職・一般職）には、「報酬」は支給できるが、「期末手当」は支給ができない

<課題への対応>

- ①「特別職非常勤職員」「臨時的任用職員」を限定適用するよう制度を見直し
- ②労働者性の高い非常勤職員を任用できるよう、「会計年度任用職員」を新設（任期は一会計年度だが、任期満了後、翌会計年度に再度任用することも可能）
- ③労働者性の高い非常勤職員には、報酬とは別に期末手当を支給できるよう制度を見直し

改正後の身分の移行

<現状>

特別職非常勤職員
(約22万人)
主な内訳：相談員、館長等

臨時的任用職員
(約26万人)
主な内訳：一般事務職員、保育士、講師等

一般職非常勤職員
(約17万人)
主な内訳：一般事務職員、保育士、調理員等

<改正後>

特別職非常勤職員
「学識・経験ある人」に厳格化

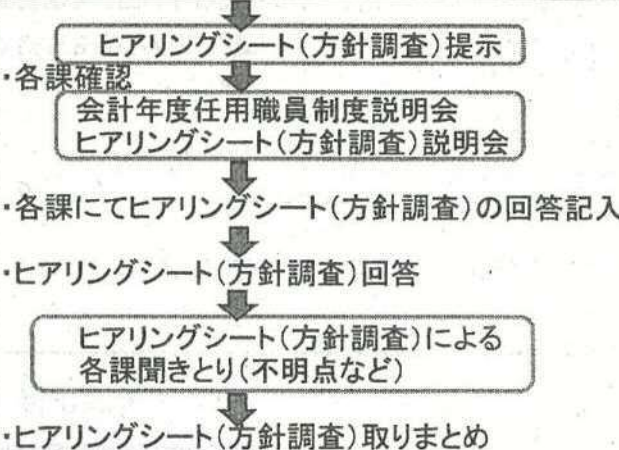
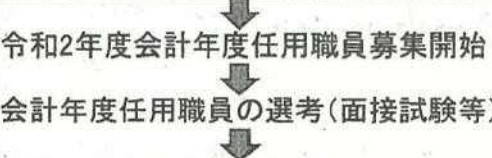
臨時的任用職員
「常勤職員の欠員が生じた場合」に厳格化

会計年度任用職員（新設）
上記以外のすべて
①フルタイム
給料、諸手当、期末手当が支給対象
共済組合への加入資格あり
②パートタイム
報酬・通勤手当・期末手当が支給対象

1 検討事項

- (1) 臨時・非常勤職員の実態の把握
 - ・臨時・非常勤職員の任用根拠・勤務実態の把握
- (2) 臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化
 - ・特別職非常勤職員の任用の適正確保
 - ・臨時的任用の適正確保
 - ・臨時・非常勤職員の職の再設定
- (3) 会計年度任用職員制度の整備
 - ・任用、勤務条件等の設計
 - ・臨時職員、職員組合、議会等への説明・協議
 - ・条例、規則等の制定・改正

2 導入等スケジュール

年	月	実施内容
H31	1月	会計年度任用職員制度説明会【概要】 実態把握調査シート作成 ・各課へ業務分担等の調査表依頼(正職+臨職) ※臨職の業務実態把握
R01	5月	
	8月	制度(案)整備 ・北部ブロックワーキング 情報収集 ・臨時職員、職員組合、議会等への説明・協議 会計年度任用職員に関わる条例等整備 
	12月	関係法令の議会上程(12月定例議会)
R02	1月	
	4月	会計年度任用職員の採用

八十二銀行駐車場敷地内の防火水槽撤去について

1 経過及び現状について

八十二銀行松川支店の建て替えに伴い、駐車場敷地内に設置されている次の防火水槽を撤去する必要があります。

貯水名称	上新井中部防火貯水槽
竣工	昭和50年5月
管理自治会	広小路自治会、宮坂自治会、本町自治会、中央一自治会
貯水量	51 m ³ (4.8×5.1×2.1)



防火水槽管理自治会（広小路自治会、宮坂自治会、本町自治会、中央一自治会）に対しては、平成31年2月20日に防火水槽撤去について連絡し、新設する場合を含め、今後の対応について協議していただいています。

2 対応方法について

八十二銀行の新社屋建設工事の中で、防火水槽を撤去し、撤去に要した費用については、負担金として、町が八十二銀行へ支払。

3 今後のスケジュール

令和元年6月3日 八十二銀行 プレスリリース

※ 敷地内に新店舗を建設し、20年春に機能を移転する予定。

9月 議会補正 防火水槽撤去費負担金を計上

たばこ対策について

2019年度 たばこ・アルコール対策担当者講習会

2019年5月28日
厚生労働省健康局

健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号） 概要

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内 でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内 での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置
飲食店			既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額 5000万円以下(※3)) かつ 客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。

※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分之一以上を有する会社である場合などを除く。

注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。

注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については2019年1月24日、2.A二重線部の施設に関する規定については2019年7月1日）

改正健康増進法の体系

子どもや患者等に特に配慮

- ・学校、児童福祉施設
- ・病院、診療所
- ・行政機関の庁舎 等

第一種施設

①

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

④

2019年
7月1日
施行

上記以外の施設*

第二種施設

- ・事務所
- ・工場
- ・ホテル、旅館
- ・飲食店
- ・旅客運送用事業船舶、鉄道

- ・国会、裁判所
等

* 個人の自宅やホテル等の客室など、人の居住の用に供する場所は適用除外

③

【経過措置】⑦

既存の経営規模の
小さな飲食店

- ・個人又は中小企業が経営
- ・客席面積100㎡以下

○ 原則屋内禁煙（喫煙を認める場合は喫煙専用室などの設置が必要） 経営判断により選択

屋内禁煙



喫煙専用室設置(※)



加熱式たばこ専用の
喫煙室設置(※)



or

室外への煙の流出防止措置 ⑤

○ 喫煙可能な場所である旨を掲示することにより、店内で喫煙可能 喫煙可能(※)



※ 全ての施設で、
喫煙可能部分には、
ア喫煙可能な場所である
旨の掲示を義務づけ ⑥
イ客・従業員ともに
20歳未満は立ち入れない

喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

経営判断等

2020年
4月1日
施行

喫煙を主目的とする施設

喫煙目的施設

- ・喫煙を主目的とするバー、スナック等
- ・店内で喫煙可能なたばこ販売店
- ・公衆喫煙所

②

○ 施設内で喫煙可能(※)

屋外や家庭など

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

(例) できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮。

子どもや患者等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所等では喫煙をしないよう配慮。

2019年
1月24日
施行 4

改正健康増進法の施行期日について

- 一部施行①（国及び地方公共団体の責務等）の施行期日は2019年1月24日とする。
- 一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関）の施行期日は2019年7月1日とする。

2018年	2019年	2020年
7月25日	1月24日 7月1日 9月（ラグビーW杯）	4月 7月（東京オリパラ）
法律公布	一部施行①（国及び地方公共団体の責務等） （公布後6ヶ月以内で政令で定める日）	
	一部施行②（学校・病院・児童福祉施設等、行政機関） （公布後1年6ヶ月以内で政令で定める日）	
	全面施行（上記以外の施設等） 2020年4月1日	

＜政令事項＞

- ① 敷地内禁煙となる第一種施設の対象施設の範囲
- ② 喫煙目的施設の要件
- ③ 適用除外の場所の範囲

＜省令事項＞

- ④ 特定屋外喫煙場所における必要な措置
- ⑤ 喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止基準
- ⑥ 喫煙専用室標識等及び喫煙専用室設置施設等標識等
- ⑦ 喫煙可能室設置施設の届出

※ 各事項に記載された数字は、4ページ上段「改正健康増進法の体系」記載の数字に対応している。

2019年7月1日施行に伴う政省令事項

第一種施設の対象

- 敷地内禁煙となる第一種施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者である①二十歳未満の者、②患者、③妊婦が主たる利用者である以下の施設とする。
 - ・ 学校教育法第1条に規定する学校（専ら大学院の用途に供する施設を除く。）その他二十歳未満の者が主として利用する教育施設等
 - ・ 医療法に規定する病院、診療所及び助産所
 - ・ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する薬局
 - ・ 介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院
 - ・ 難病の患者に対する医療等に関する法律に規定する難病相談支援センター
 - ・ 施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設
 - ・ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援若しくは保育所等訪問支援のみを行う事業又はこれらのみを行う事業を除く。）、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業及び病児保育事業の用に供する施設、児童福祉施設並びに無認可児童福祉施設
 - ・ 母子保健法に規定する母子健康包括支援センター
 - ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園
 - ・ 法務省設置法に規定する少年院及び少年鑑別所

※ 第一種施設の中に第二種施設がある場合（病院の建物の中にカフェがある場合等）、第二種施設の場所にも第一種施設の規制である「敷地内禁煙」が及ぶこととしている。

一方で、第一種施設と第二種施設が併設しているような事例で、それぞれの施設の機能や利用者が全く別のものであり、明確に区分されているような場合については、それぞれが独立した別の施設であるものとして、それぞれの施設類型に応じた規制が適用される。

特定屋外喫煙場所における必要な措置

- 第一種施設の特定屋外喫煙場所が必要となる措置は、以下のとおり。
 - ① 喫煙をすることができる場所が区画されていること
 - ② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること
 - ③ 施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること

2020年4月1日施行に伴う政省令事項①

喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

- 喫煙専用室等で必要となる「煙の流出防止措置」は、以下のとおり。
 - ① 入口における室外から室内への風速が0.2m/秒以上であること
※入口にのれん、カーテン等を設置し、開口面の面積を狭くするという工夫により、風速0.2m/秒以上を実現することもできる。
 - ② 壁、天井等によって区画されていること
 - ③ たばこの煙が屋外に排気されていること
- ※1 施設内が複数階に分かれている場合においては、フロア分煙を行うことが可能
- ※2 法律の経過措置対象である小規模飲食店において、店舗内の全部の場所を喫煙することができる場所とする場合は、壁、天井等によって区画されている措置が講じられていることとする
- ※3 施行時点で既に存在している建築物であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合にあっては、たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置を設ける

喫煙専用室標識等及び喫煙専用室設置施設等標識等

- 喫煙専用室等を設置した場合の喫煙専用室等の出入口及び施設等の出入口に掲示する標識については、各標識に記載された事項を容易に識別できるようにすることとする。

(参考(法律事項))

- 喫煙専用室等の出入口に掲示する標識の記載事項
 - ・ 当該場所が(専ら)喫煙をすることができる場所である旨
 - ・ 当該場所への二十歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- 施設等の出入口に掲示する記載事項
 - ・ 喫煙専用室等が設置されている旨

喫煙目的施設の要件

○ 喫煙を主目的とする施設は、①公衆喫煙所、②喫煙を主目的とするバー、スナック等、③店内で喫煙可能なたばこ販売店の3種類であり、具体的要件は以下のとおり。

① 公衆喫煙所

- ・ 施設の全部の場所を専ら喫煙をする場所とするものであること

② 喫煙を主目的とするバー、スナック等

- ・ たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしていること
- ・ 設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行うものであること

※「通常主食と認められる食事」とは、社会通念上主食と認められる食事をいう。

③ 店内で喫煙可能なたばこ販売店

- ・ たばこ又は喫煙器具の販売（たばこについては、対面販売に限る。）をしていること
- ・ 設備を設けて客に飲食をさせる営業を行っていないこと

（参考）法律における「喫煙目的施設」の定義

「多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる 目的とする施設として政令で定める要件を満たすものをいう。」

喫煙可能室設置施設の届出

○ 対象施設と届出事項

i 既存特定飲食提供施設に設置する場合

- ・ 喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
- ・ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所

※ 施設の管理権原者は、以下の資料を保存しなければならない。

- ・ 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料
- ・ 喫煙可能室設置施設が会社により営まれるものである場合には、当該会社の資本金の額又は出資の総額に係る資料

(参考)「既存特定飲食提供施設」の対象

- ・ 個人又は中小企業(資本金5000万円以下)が経営
- ・ 客席面積100㎡以下

ii 旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶に設置する場合

- ・ 喫煙可能室設置施設の名称、車両番号等
- ・ 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所

※1 届出をしない限り喫煙可能室設置施設に該当しないというものではない

※2 届出様式は省令で規定済み、届出受付開始時期は今後追ってお示しする予定

望まない受動喫煙を防止するための措置に係る適用除外の場所

- 屋内禁煙等の措置の適用除外となるプライベートな居住空間は、以下のとおり。
- ・ 旅客運送事業鉄道等車両又は旅客運送事業船舶の客室（宿泊の用に供する個室に限る。）の場所
 - ・ 宿泊施設の客室（個室に限る。）の場所
- ※「人の居住の用に供する場所」（家庭等）及び「旅館業の施設の客室の場所」も法律において適用除外の場所としている。
適用除外に該当する場所については、プライベートな場所として、私的な利用であること及び生活の場所であることを満たすものとしており、主な整理は以下の表のとおり。

施設		規制の適用
寄宿舍・ 入所施設（※）	個室	適用除外
	多床室、共用部	原則禁煙（喫煙専用室設置可）
病院、診療所、 介護老人保健施設、介護医療院	個室	禁煙
	多床室、共用部	禁煙
ホテル・旅館の客室		適用除外
簡易宿所、下宿	客室（個室）	適用除外
	客室（相部屋）、共用部	原則禁煙（喫煙専用室設置可）

（※） 特養、有料老人ホーム、グループホーム、サ高住、障害者支援施設、小規模多機能型居宅介護事業所、救護施設、厚生施設、宿所提供施設 等

受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進

- 改正健康増進法第25条及び第26条の規定に基づき、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、施設の管理権原者等と相互に連携を図りながら協力するように努めていただく。

(具体的な取組みの例)

- ・ 国民や施設の管理権原者などに対し、改正健康増進法の内容、受動喫煙による健康影響等について、パンフレット資材の作成・配布等を通じて周知啓発を推進
- ・ 屋外における受動喫煙対策としての屋外分煙施設の設置
- ・ 施設等における受動喫煙対策の実施状況に関する情報交換の実施
- ・ 受動喫煙の防止に関する意識や喫煙マナー向上のための啓発活動等の実施にかかる相互協力

[illegible][illegible]

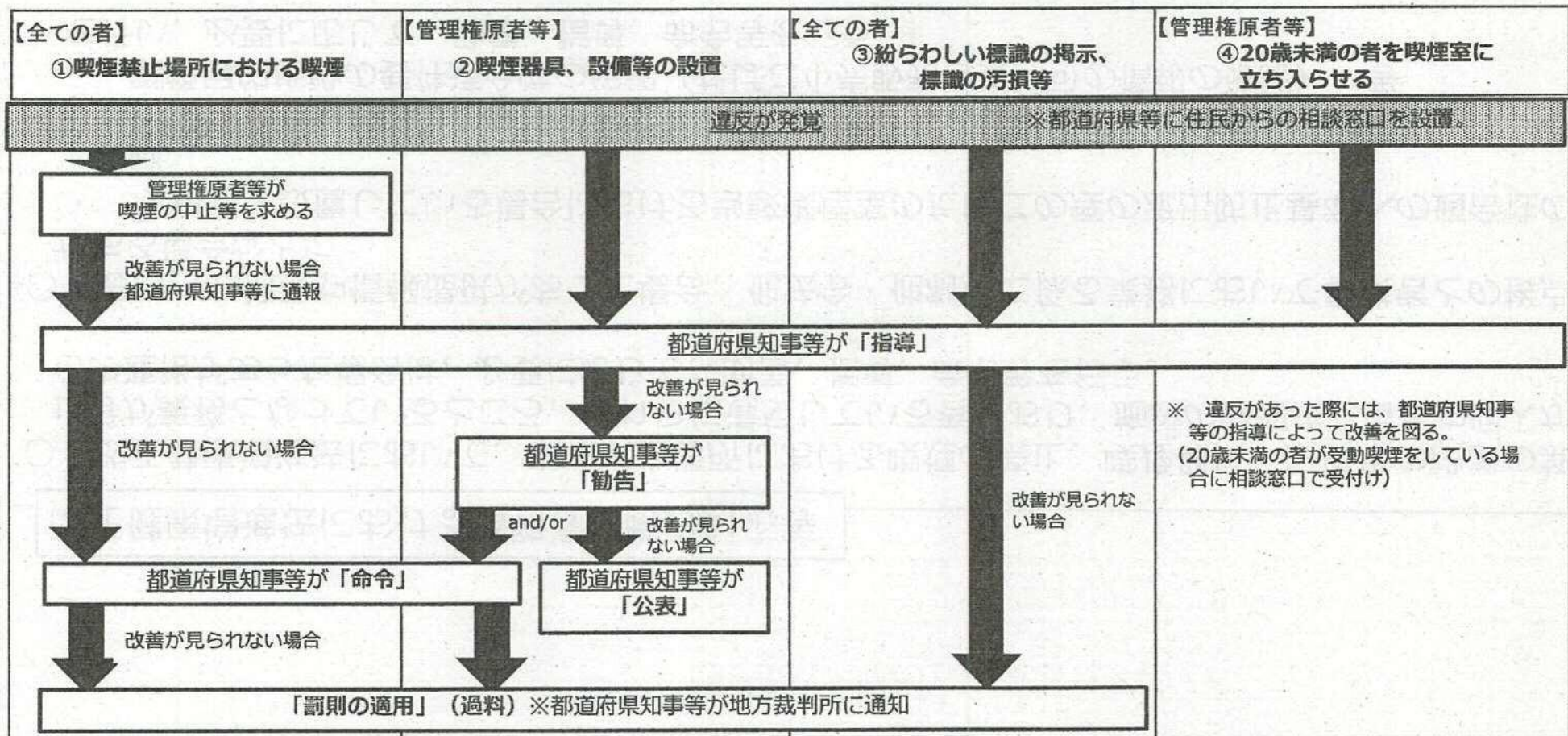
改正健康増進法における義務違反時の対応等

- 改正健康増進法において、喫煙禁止場所における喫煙の禁止、喫煙器具・設備等の設置の禁止等が義務となっているところ、これらに違反している者がおり、施設の管理権原者等や個人からの連絡があった場合は、必要に応じて、助言、指導、命令等を行う。
- 窓口への相談や情報提供があった場合、他法令・他制度に係る業務において事業者との接点がある場合などに
 - ・ 喫煙室を設置している場合における当該喫煙室のたばこの煙の流出防止基準への適合性の確認
 - ・ 喫煙可能室設置施設の要件適合性の確認（面積や資本金を記載した書類の確認）
 - ・ 喫煙目的施設の要件適合性の確認（たばこ小売販売営業許可の情報の確認） 等を行い、必要に応じて、助言、指導、命令等を行う。
- 喫煙可能室設置施設の届出に係る事務を行う。

各自治体にご対応いただく事務について②

窓口への相談や情報提供があった場合、他法令・他制度に係る業務において事業者との接点がある場合などに要件適合性の確認等を行い、違反があった場合には改善を促す。

<参考>



喫煙専用室標識等の標識例

① 喫煙専用室標識



② 喫煙専用室設置施設等標識



③ 指定たばこ専用喫煙室標識



④ 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識



⑤ 喫煙目的室標識



⑥ 喫煙目的室設置施設等標識



⑦ 喫煙可能室標識



⑧ 喫煙可能室設置施設等標識



受動喫煙対策特設サイトについて

ブラウザのアドレスバーには <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/> と表示されています。

サイト内には、マナーからルールへというメッセージと、**なくそう！ 望まない受動喫煙。**という大きな文字で訴求されています。また、改正された健康増進法が、2020年4月1日より全国施行されます。という注釈も記載されています。

サイトには、喫煙者や周囲の人々に関する写真やイラストが複数掲載されています。また、**なくそう！ 望まない受動喫煙。 マナーからルールへ**というメッセージが繰り返し表示されています。

サイト下部には、**事業者のみなさん**、**国民のみなさん**、および**全国統一 けむい問模試**（受動喫煙対策を知ることが大切です）のロゴやリンクが配置されています。

<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

マナーから
ルールへ。

 病院・学校

敷地内禁煙！
(屋外に喫煙場所設置可)



飲食店

原則屋内禁煙！
(喫煙専用室のみ喫煙可)



オフィス・事業所

原則屋内禁煙！
(喫煙専用室のみ喫煙可)

なくそう！
望まない受動喫煙。



改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

マナーからルールへ。

改正された健康増進法が、2020年4月1日より全面施行されます。

2018年7月、健康増進法の一部を改正する法律が成立しました。

このことで、望まない受動喫煙を防止するための取り組みは、マナーからルールへと変わります。



多くの施設において
屋内が原則禁煙に



20歳未満の方は
喫煙エリアへ立入禁止に



屋内での喫煙には
喫煙室の設置が必要に



喫煙室には
標識掲示が義務付けに

改正法は、以下のような3つの基本的な考え方を趣旨とし、関係する権限を有する人々が講ずる措置を定めたものとなっています。



【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。



【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。



【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付などの対策を講ずる。その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

施行は、2020年の全面施行へ向けて段階的に進められる予定です。一部の施設については2019年7月から。その後順次施行が進められていきます。

2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
		7/1 一部施行②(学校・病院・児童福祉施設等、行政機関) 原則敷地内禁煙	
		4/1 全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙	



受動喫煙防止対策について

松川町役場施設毎の対応（案）

施設名 【担当課】	種 別	対 応	備 考
役場庁舎 【総務課】	第一種施設	6月28日に現在の喫煙場所は片付け使用禁止する予定。 敷地内の駐車スペースの一角（建設課南を想定）に屋外喫煙場所を設け、標識を掲示するよう検討中。	現在業者に見積りを依頼中。なるべく早く設置できるよう努力する。
役場支所（上片桐、生田） 【住民税務課】	第二種施設	上片桐支所については、全面禁煙で窓口業務のみ。生田支所については、農協施設に間借りしています。	
学校 【こども課】	第一種施設	中央小学校（4/1）、北小学校（昨年度）については、敷地内禁煙。 中学校は7月1日より敷地内禁煙とする。	保護者、施設利用者への周知（お知らせ、看板等）。
保育園 【こども課】	第一種施設	保育園5園及び子育て支援センターおひさまは敷地内禁煙。	保護者へお便りにて周知を行う（看板設置の検討）。
児童館（名子、上片桐） 【こども課】	第一種施設	7月1日より敷地内禁煙とする。	看板等の設置を行う。
梅松苑 【産業観光課】	第二種施設	喫煙専用室を設けるか、屋内全面禁煙とし第一種施設に準じた特定屋外喫煙場所を設けるか検討中。	
農村観光交流センター「みらい」 【産業観光課】	第一種施設	敷地内の一角に特定屋外喫煙場所を設け、標識を掲示する。	
清流苑及び他の施設 【産業観光課】	第二種施設	清流苑利用者は、喫煙専用室以外は禁煙（含客室）とし、喫煙専用室には標識を掲示する。他の施設は、屋内禁煙を継続する。	

旧松川青年の家 【産業観光課、生涯学習課】	第二種施設	体育館も含め敷地内全面禁煙とする。喫煙場所も設置しない。	観光まちづくりセンターは、行政機関ではない。 20歳未満の利用者を考慮し、敷地内禁煙とする。
中央公民館、図書館、資料館 【生涯学習課】	第一種施設	第一種施設に該当する。えみりあの喫煙所は、使用禁止とする。 体育館の工事中は仮設倉庫脇に屋外喫煙所を仮設する。	
町民体育館 【生涯学習課】	第二種施設	工事期間中は、工事業者と一部の行政職員が出入りするのみ。業者には工事事務所と工事前に体育館の喫煙所としていた場所で喫煙するように指示してある。 工事終了後は、工事前に設置してあった体育館喫煙所(屋外)に公民館、図書館、資料館、町民体育館、駐車場の喫煙所として現体育館の喫煙所を併設したい。	
老人福祉センター 【保健福祉課】	第二種施設	屋外の特定した場所(利用者に配慮しゲートボール場を想定)を喫煙場所として指定し、その場所でのみ喫煙可能とする。	
地域活動支援センター 【保健福祉課】	第二種施設	喫煙する場合は、屋外テラス下に設けた喫煙場所にて灰皿持参をお願いしており、改めて屋内に煙が入らないよう徹底を依頼した。	

平成30年度 くだものの里まつかわ応援寄付金事業の実績について

まちづくり政策課(R元.6.24議会全員協議会資料)

1. 寄附金の受入状況

活用事業別	件数	金額(円)	割合
自然環境・農村景観・公園事業	1,269	19,004,000	35.3%
子育て・人材育成・教育事業	973	14,974,000	27.8%
高齢者の生きがいづくり・公共交通事業	205	2,809,000	5.2%
その他目的達成のために町長が認めた事業	1,012	16,855,000	31.3%
ガバメントクラウドファンディング	7	200,000	0.4%
合 計(A)	3,466	53,842,000	100.0%

2. 必要経費の状況

内 容	金額(円)
返礼品調達・発送費用(内訳は「5. 返礼品経費の状況」を参照)	13,241,446
ふるさと納税管理業務委託料	5,214,002
お礼状等発送郵便料	397,078
パンフレット作成	169,560
管理システム利用料・保守料	861,408
クレジット他代理納付手数料	514,011
ガバメントクラウドファンディング申込料	108,000
合 計(B)	20,505,505

3. 収支の状況

内 容	金額(円)
寄附金受入額(A)	53,842,000
必要経費(B)	20,505,505
差 額	33,336,495

松川町在住の方で他の市町村へ寄附した人数及び影響額(税収減)	106人	4,338,000
--------------------------------	------	-----------

4. 寄附金活用の状況

内 容	金額(円)
台城公園看板設置	1,998,000
公園用草刈機整備	523,908
名子児童館冷房設備設置	3,542,400
名子中央保育園施設修繕	810,000
上片桐保育園施設改修	2,186,800
小中学校エアコン設備設置	9,790,000
コスタリカスタディツアー	92,000
合 計	18,943,108

5. 返礼品経費の状況

番号	返礼品名称	金額(円)
1	南信州産まつたけ	636,500
2	松川町生田産まつたけ(松茸)	514,950
3	松川町産 完熟生ブルーベリー 約1.1kg	68,472
4	松川町産 桃(あかつき)3kg 秀品	192,815
5	酸味と濃厚な甘みのバランス 貴陽(すもも)	519,040
6	爽やかな味わい 松川町産 幸水・豊水 約5kg 秀品	467,154
7	みずみずしくて甘い梨 幸水	439,390
8	秋一番! 松川町産 サンつがる 約5kg 秀品	159,120
9	みずみずしくて爽やか! 二十世紀梨	102,980
10	松川町農家からお届け! 南水	314,820
11	南信州生まれのふくよかな甘さ 南水	147,860
12	溢れるジューシーな果汁! 松川町産 南水 約5kg 秀品	285,600
13	信州生まれのくだもの詰め合わせ(シナノスイート+南水)	337,820
14	松川町農家からお届け シナノスイート	232,480

番号	返礼品名称	金額(円)
15	信州生まれの美味しさを！シナノスイート	179,690
16	甘いりんごシナノスイート	204,000
17	香りと酸味はスイーツ作りにも！紅玉	141,250
18	信州生まれの黄金りんごシナノゴールド	85,580
19	フランス生まれ、松川町育ち！ラ・フランス	184,010
20	とろける食感 芳醇な香り ル・レクチェ	1,558,120
21	洋梨の貴婦人 ル・レクチェ 5kg	242,550
22	愛情たっぷりの美味しさ サンふじ	289,300
23	松川町が誇るりんごの王様 サンふじ	727,190
24	りんごの王様フジりんご！サンふじ 約5kg	403,920
25	見た目の違いも楽しんでくだもの詰め合わせ(ふじ+シナノゴールド)	39,000
26	南信州の味 市田柿(干し柿)	1,445,260
27	規格外品！ご家庭用サンふじりんご 10kg	903,460
28	松川町の赤いルビー 佐藤錦	4,410
29	月山錦(さくらんぼ)	150,663
30	H29年産松川町のお米"コシヒカリ"	24,000
31	30年産の新米！皇室献上農家が贈るお米2種セット	156,433
32	おいな！まつかわ お楽しみ券セット	6,600
33	松川町産 りんごと梨チップス	11,880
34	かあちゃんたちの味の玉手箱	11,700
35	りんご黒豚のロースしゃぶしゃぶ用 400g×2パック	203,770
36	りんご黒豚のソーセージ詰め合せAセット	37,884
37	りんご黒豚のソーセージ詰め合せBセット	26,778
38	りんご黒豚のみそ漬けセット	45,450
39	りんご黒豚のハンバーグ&みそ漬け	11,106
40	信州の漬物セット	153,782
41	りんご黒豚の定期便 3回お届けコース	34,560
42	りんご黒豚の定期便 6回お届けコース	22,806
43	長野県産フルーツジュースセットA(500ml×3本)	41,592
44	長野県産フルーツジュースセットB(500ml×3本)	31,680
45	長野県産りんごジュースセット(1000ml×4本)	106,564
46	長野県産フルーツジュースセット(200ml×10本)	222,080
47	長野県産りんごジュースセット(200ml×10本)	48,380
48	長野県産フルーツジュースセット(500ml×6本)	80,248
49	こだわりの国産野菜ジュース3本セット	60,150
50	果実感たっぷり！フルーツスムージー10本セット(5種×2本)	143,280
51	松川町の銘酒2本セット	37,265
52	りんご農園オリジナルのりんごワイン&シードルセット	45,560
53	りんご農園オリジナルのシードル2種セット	28,783
54	りんごワインセット ふじ&紅玉	64,296
55	スパークリングワインセット	62,340
56	山葡萄ワイン	7,128
57	ピオニエ シードル&ボワレ	17,376
58	白ワイン3本セット	113,448
59	赤・白ワイン3本セット	25,944
60	用途さまざま！松川町産 檜木炭	12,699
61	松川町に伝わる縁起品 福を与える「福与だるま」	8,920
62	松川町の自然とリンゴの香りをご堪能！りんご狩り入園券	4,400
63	もぐもぐタイムを楽しんでおさくらんぼ狩り	16,800
64	癒しの森で冒険！フォレストアドベンチャー松川利用券	8,200
65	清流苑 平日ペア宿泊券(1泊2食付き)	96,000
66	人間ドック+清流苑平日宿泊プラン	144,160
67	20kg限定！りんごの木のオーナー(ふじ)	15,000
68	りんごの木のオーナー(シナノスイート)	50,000
69	りんごの木のオーナー(ふじ)	25,000
合 計		13,241,446

ふるさと応援寄附金(基金)年度別受付状況一覧

(単位:円)

内容	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
①自然環境・農村景観・公園事業	15,000	0	15,000	60,000	85,000	1,649,000	5,911,000	15,905,358	15,240,000	12,987,000	19,004,000
②子育て・人材育成・教育事業	45,000	110,000	5,000	30,000	35,000	1,029,000	4,888,000	15,630,000	14,555,000	13,585,000	14,974,000
③高齢者の生きがいづくり・公共交通事業	5,000,000	0	75,000	20,000	50,000	282,000	886,000	2,990,000	2,530,000	2,675,000	2,809,000
④その他目的達成のために町長が認めた事業	0	25,000	35,000	30,000	1,040,000	2,145,000	8,140,000	15,195,000	14,680,000	12,390,000	16,855,000
⑤ガバメントクラウドファンディング											200,000
寄附合計	5,060,000	135,000	130,000	140,000	1,210,000	5,105,000	19,825,000	49,720,358	47,005,000	41,637,000	53,842,000
必要経費	0	0	0	0	0	0	9,570,000	18,170,000	16,067,310	22,509,662	20,505,505
基金積立額	5,060,000	135,000	130,000	140,000	1,210,000	5,105,000	10,255,000	31,550,358	30,937,690	19,127,338	30,000,000
基金取崩額(事業活用分)	0	0	0	0	5,000,000	0	0	1,050,000	9,980,796	25,211,574	18,943,108
基金利子収入	0	12,120	5,148	2,025	1,695	80	422	3,577	9,123	17,044	12,857
基金残高	5,060,000	5,207,120	5,342,268	5,484,293	1,695,988	6,801,068	17,056,490	47,560,425	68,526,442	62,459,250	73,528,999

農地耕作条件改善事業の補助割合変更について

平成 30 年度まで	
国 庫 補 助	50% (55%)
県 費 補 助	1%
町 負 担 分	39% (34%)
地 元 負 担 分	10%

() = 竜東地区 (中山間地域)

変更後

令和元年度から	
国 庫 補 助	50% (55%)
県 費 補 助	14%
町 負 担 分	26% (21%)
地 元 負 担 分	10%

※県費補助 14%の根拠は平成 31 年拡充、農林水産省
団体営農業農村整備事業のガイドラインによる

農地耕作条件改善事業年度別事業費

【当初】

元年度	事業費	負担率	負担額
	44,550	国 (50%)	22,275
		県 (1%)	445.5
		町 (39%)	17,374.5
		地 (10%)	4,455

2 年度	事業費	負担率	負担額
	36,300	国 (50%)	18,150
		県 (1%)	363
		町 (39%)	14,157
		地 (10%)	3,630

3 年度	事業費	負担率	負担額
	40,700	国 (55%)	22,385
		県 (1%)	407
		町 (34%)	13,838
		地 (10%)	4,070

変更後

(事業費、負担額単位：千円)

【変更】

元年度	事業費	負担率	負担額
	44,550	国 (50%)	22,275
		県 (14%)	6,237
		町 (26%)	11,583
		地 (10%)	4,455

2 年度	事業費	負担率	負担額
	36,300	国 (50%)	18,150
		県 (14%)	5,082
		町 (26%)	9,438
		地 (10%)	3,630

3 年度	事業費	負担率	負担額
	40,700	国 (55%)	22,385
		県 (14%)	5,698
		町 (21%)	8,547
		地 (10%)	4,070

松川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムについて

国の既存住宅耐震補強補助事業である「住宅・建築物耐震改修総合支援事業」において、平成30年度より国の制度新設に伴い「住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（ＡＰ）」が追加されました。

「アクションプログラム（ＡＰ）」作成により、改修工事費の8割が補助対象限度額となり、補助限度額は100万円です。

国費補助1/2、県費補助1/4、町費1/4の費用負担割合となります。

町の木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱の改正を行うものです。

○松川町木造住宅耐震補強補助事業補助金 ・変更前：費用負担割合

現 行	アクションプログラム適用後
・補助対象限度額：改修工事費の1/2 ・補助限度額：100万円 ・国費補助：23% ・県費補助：38.5% ・町費補助：38.5%	・補助対象限度額：改修工事費の4/5 ・補助限度額：100万円 ・国費補助：50% ・県費補助：25% ・町費補助：25%

松川町木造住宅耐震補強補助事業補助金交付要綱(平成15年松川町要綱第34号)

新旧対照表

現 行	改正後（案）
(補助の対象及び補助金の額) 第3条 (略) 3 (略) (1) 補助対象経費の2分の1に相当する額 (ただし、その額が1,000,000円を超える場合は1,000,000円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (以下、略)	(補助の対象及び補助金の額) 第3条 (略) 3 (略) (1) 補助対象経費の5分の4に相当する額(ただし、その額が1,000,000円を超える場合は1,000,000円とし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (以下、略)

松川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム

令和 元年 5 月

1. 目 標

松川町耐震改修促進計画に定めた目標の達成に向け、住宅所有者の経済的負担の軽減を図るとともに、住宅所有者に対する直接的な耐震化促進、耐震診断実施者に対する耐震化促進、改修事業者の技術力向上、一般町民への周知・普及等の充実を図ることが重要である。

このため、松川町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム（以下「アクションプログラム」という。）では、毎年度、住宅耐震化に係る取組みを位置付け、その進捗状況を把握・評価するとともに、プログラムの充実・改善を図り、住宅の耐震化を強力に推進することを目的とする。

2. 策定内容

位置付け	耐震改修促進計画（第Ⅱ期）の別紙に位置付ける。
緊急耐震重点区域	町内全域
対象建築物	緊急耐震重点区域内に存するすべての住宅※（賃貸共同住宅を含む。） ※建築基準法における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）以前に新築工事に着手した建築物に限る。
計画期間	平成31年度（令和元年度）から平成32年度（令和2年度）までとする。 ただし、社会経済状況や関連計画の改定、本アクションプログラムの進捗状況等に適切に対応するため、必要に応じて検証し、見直しなどを行う。

3. 取組内容・目標・実績

計画	平成31年度(令和元年度)取組内容	平成31年度(令和元年度)目標
	【財政的支援】 (1) 住宅の耐震診断費に対する補助を実施 (2) 住宅の耐震設計費から耐震改修費に対する一部補助を実施	住宅の耐震診断戸数 10 戸 住宅の耐震改修工事戸数 5 戸
		前年度までの実績
	【普及啓発等】 (1) 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進 ダイレクトメールによる住宅所有者に働きかける (2) 耐震診断実施者に対する耐震化促進 ・耐震診断結果報告時にパンフレットの配布・説明等により耐震改修を促進 ・耐震診断後、一定期間経過しても耐震改修を行っていない者に対して、通知による耐震改修促進を実施 (3) 改修事業者の技術力向上等 ・県と協働して、耐震改修工法等に係る説明会を行う ・耐震改修事業者リストを作成し公表する	平成30年度 住宅の耐震診断戸数 10 戸 住宅の耐震改修工事戸数 6 戸 平成29年度 住宅の耐震診断戸数 7 戸 住宅の耐震改修工事戸数 5 戸

	(4) 一般町民への周知普及 ・ 広報誌を通じて耐震改修の必要性について周知する ・ 有線放送を通じて耐震改修の必要性について周知する ・ パンフレットを引き続き配布する	
--	--	--

自己評価	前年度（平成30年度）の取組実績	前年度（平成30年度）の課題
	・ 臨戸訪問の実施 ・ 相談体制の整備 ・ 町HP・町広報誌、有線放送による周知 ・ パネルの掲示	耐震診断と耐震改修工事の件数は例年並みであった。耐震診断から耐震改修へ繋がるように周知する必要がある。
		改善策 住宅所有者への周知を引き続き行うほか、耐震診断実施者への働きかけを強化する。

松川町景観ワークショップ実施結果【概要】

1) 調査の目的

松川町景観計画の策定において、地域資源を発掘するため地域住民の皆さんとワークショップを行い、松川町の良好な景観、改善していきたい要素について意見交換を実施しました。

2) 実施地区と実施日

町内8地区にて、平成30(2018)年12月～平成31(2019)年2月に実施しました。

部奈区 平成30(2018)年12月7日	名子区 平成31(2019)年2月6日
古町区 平成30(2018)年12月14日	生東区 平成31(2019)年2月14日
大島区 平成31(2019)年1月15日	上新井区 平成31(2019)年2月15日
福与区 平成31(2019)年1月24日	上片桐区 平成31(2019)年2月28日



3) 地域別意見交換結果

少人数グループに分かれ地図を見ながら景観要素（資源）について意見交換を行いました。

【部奈区の結果】

分類	良好又は大事にしたい景観要素
眺望	中央アルプスの眺望、水田の風景、展望公園からの眺望 眼下のまちなみ（夜景含む）、天竜川、花火
農地・果樹園	水田、農作業の様子、果樹園、堤周辺
自然・樹木	前田諏訪神社のかしの木、桜（堤周辺、さとやま自然園ほか）、ホタル
河川・水辺	堤周辺
道路・鉄道	部奈坂からみる風景
建築物・工作物	水力発電施設（鉄管路）
歴史・文化	前田諏訪神社、部奈獅子神楽、どんど焼き、石仏・石碑群、前田縄文式遺跡 桃の井城跡、ラジオ体操の風景

改善したい要素

眺望を遮る樹木、竹林、ホタルの復活



【古町区の結果】

分類	良好又は大事にしたい景観要素
眺望	中央アルプス・南アルプスの眺望、台城公園からの眺望 眼下のまちなみ（夜景含む）、天竜川、花火（中川、生田方面）
農地・果樹園	前河原の田園風景、果樹（桃、柿）の収穫風景、柿すだれ
自然・樹木	林叟院の桜、妙泉寺の桜、カヤの木、ホタル
河川・水辺	天竜川沿いの水辺、農業用水路、湧水
道路・鉄道	沿道の家並み、田園と飯田線の風景
建築物・工作物	生田工業団地の建物群
歴史・文化	台城公園、八幡大神社（春秋まつり）、林叟院のダルマ市、どんど焼き ラジオ体操の風景

改善したい要素

河川に溜るゴミや落ち葉、沿道に繁茂した雑木や竹林、段丘林の手入れ



【大島区の結果】

分類	良好又は大事にしたい景観要素
眺望	中央アルプス・南アルプスの眺望、小八郎岳からの眺め、原田の堤からの星空 増野地区上段からの眺望
農地・果樹園	果樹園の風景
自然・樹木	清流苑周辺の自然、原田の桜、豊農園の黒マツ、アカモズ、アキアカネが飛び交う風景
河川・水辺	片桐ダム周辺（紅葉）、池の平周辺
道路・鉄道	沿道の果樹園、並木の風景
建築物・工作物	
歴史・文化	弥勒寺の石仏、桜山不動尊、大島神社（春祭り）、堤原神社の石碑

改善したい要素

里山の手入れ、案内看板のデザイン（周辺と調和）



各地区で寄せられました景観資源に共通しているものは、「2つのアルプス」「段丘の地形」「果樹園と水田」「まちなみ（家なみ）」などがあり、これらが組み合わさった風景が松川町の景観の特長です。

また、社寺や地域で行われる祭事・行事など文化の継承も大事な要素としてありました。

一方、良好な眺望景観を保つために森林や竹林の手入れ、人工物と周辺との調和などが課題として寄せられました。

【福与区の結果】

分 類	良好又は大事にしたい景観要素
眺 望	中央アルプスの眺望、倉平から高森方面の夕焼け、天神山からの眺望
農地・果樹園	天竜川沿いの水田、倉平の水田とカエルの声、そば畑の継続
自然・樹木	ホテル、保育園の桜、天竜川沿いのネジ花、三柱神社・円満坊の桜、嶺岳寺の彼岸花
河川・水辺	天竜川（河川と夕焼け、星空）
道路・鉄道	宮ヶ瀬橋周辺
建築物・工作物	
歴史・文化	三柱神社のお祭り、自治会ごとのほんやり、倉平遺跡
改善したい要素	
天竜川堤防の活用（散策など）	



【名子区の結果】

分 類	良好又は大事にしたい景観要素
眺 望	中央アルプス・南アルプスの眺望、城山公園からの眺望（南アルプス、段丘）
農地・果樹園	上大島の果樹園、名子中央保育園周辺の水田
自然・樹木	片桐松川沿いの桜、原田の桜、城山公園のシダレザクラ、ツツジ
河川・水辺	片桐松川
道路・鉄道	名子交差点付近から城山方向の眺め
建築物・工作物	名子中央保育園、小中学校・役場などの景色、新井のまちなみ（美富久付近から）
歴史・文化	城山公園、神護原神社、ほんやり（どんど焼き）、石仏
改善したい要素	
広告看板の景観、看板や建物の色、ゴミのポイ捨て	



【生東区の結果】

分 類	良好又は大事にしたい景観要素
眺 望	中央アルプスの眺望、星空、塩倉から飯田方面の眺望、馬原山からの展望、観陽丘からの眺望（飯田方面、古民家）、赤岩からの眺望
農地・果樹園	梅松庵周辺の田園
自然・樹木	ミツバツツジの群生地、塩倉の桜、生田グラウンド周辺の桜並木、五本マツ、八重桜、大杉、ゲンジボタル、モリアオガエル
河川・水辺	寺沢川、間沢川源流、小さな滝、メダカ養殖池
道路・鉄道	大鹿村へ通じる古道、林道
建築物・工作物	旧東小学校
歴史・文化	長峰の道祖神跡、双体道祖神、芳重地蔵、円通庵
改善したい要素	
里山の手入れ（樹木の繁茂で眺望できなくなった）、沿道の樹木	

【上新井区の結果】

分 類	良好又は大事にしたい景観要素
眺 望	中央アルプス、南アルプスの眺望、電車が通る風景、松川沿い（鯉のぼり）の風景
農地・果樹園	前河原の田園風景、新井上段の農地
自然・樹木	法蓮寺の藤、片桐松川沿いの桜並木、渡場のイチョウ、ホテル、シダレザクラ、七楯神社の千年杉
河川・水辺	天竜川、片桐松川
道路・鉄道	運動公園からみる飯田線（電車）、小松川橋からの眺め
建築物・工作物	伊那大島駅（駅、周辺の花壇）、新井商店街
歴史・文化	七楯神社（伝統行事、祭事）、長光寺、八大龍王様、あらい祇園祭
改善したい要素	
松川河川の雑木、竹林の手入れ	



【上片桐区の結果】

分 類	良好又は大事にしたい景観要素
眺 望	中央アルプス、南アルプスの眺望、電車が通る風景、小八郎岳からの眺望、段丘の眺め、部奈からみた上片桐のまちなみ、舟山城から天竜川の眺め
農地・果樹園	果樹園（リンゴ、ナシ）
自然・樹木	航空電子周辺の桜、モミジ、松川沿いの桜、諏訪形神社のモミの木、関宮神社の桜、北小学校の桜・ホテル、新田井のホテル、こぶしの木、小八郎岳の自然（ササユリ）区有林、大高日神社のヒノキ
河川・水辺	片桐松川、関谷原堤（周辺の景色）、大沢堤、片桐ダム周辺
道路・鉄道	上片桐バイパス沿道の眺め、飯田線（Ωカーブ）、石の鉄橋、上街道（三州街道・伊那街道）
建築物・工作物	片桐宿問屋周辺のまちなみ、子育て支援センターからの眺め
歴史・文化	大高日神社、清泰寺の閻魔堂、御射山神社（御柱）、瑞応寺、光蓮寺、石仏、片桐神社（成り立ちと地域とのつながり）
改善したい要素	
ゴミの散乱、里山の手入れ、人工物と周辺との調和、草木の繁茂（眺望阻害）	



ワークショップで寄せられた景観資源を参考に松川町景観計画案を立案します。

- 保全していきたい眺望及び視点場、地域区分と景観保全及び景観育成方策の検討
- 景観重要建造物、景観重要樹木の選定候補
- 屋外広告物等のあり方 など